

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 6 号

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 2 0 条第 2 項第 2 号中「、第 1 8 条第 1 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 2 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 2 1 条中「第 1 8 条第 1 項中「3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあり、及び同条第 2 項」を「及び第 1 8 条」に改める。

第 3 0 条第 1 項中「限る。）」の次に「（第 3 6 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 3 6 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 3 6 条の 2 病院事業管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 病院事業管理者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 病院事業管理者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 3 6 条の 3 病院事業管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、公表の日から施行する。